

災害時に飲料提供が可能な防災対策機能などの提案があった場合

緊急災害時における飲料提供に関する覚書案

埼玉県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、別表の災害対応型自動販売機（以下「自販機」という。）による飲料の無償提供に関し、以下のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、別表の自販機の機内在庫飲料（以下「飲料」という。）を、緊急災害時等に施設利用者又は地域住民等に提供する必要が生じた場合における飲料の無償提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（提供の方法）

第2条 甲は、震度6弱以上の地震又はそれと同等以上の災害が発生し、甲に災害対策本部が設置され又はその可能性がある場合、第3条に定める自販機鍵を使って、乙の自販機の飲料を取り出し、災害の被災者及び施設利用者に提供することができるものとする。

2 前項の実行は、甲の責任者又はその責任者があらかじめ指名した管理者（以下「管理者」という。）の判断によるものとする。

（自販機鍵の貸与）

第3条 乙は、前条の飲料の使用を可能とするため、甲に対し自販機鍵を貸与することとする。

2 甲は、自販機鍵を管理者の責任において保管・管理し、覚書締結時及び異動などによる交代時に、管理者を乙へ報告するものとする。

（提供結果の通知）

第4条 甲は、第2条に基づき、飲料を災害の被災者及び施設利用者に提供した場合は、後日速やかに乙に使用結果を通知するものとする。

（協定期間）

第5条 本覚書の有効期間は、自販機設置に係る甲乙間の賃貸借契約期間に従う。

（協議）

第6条 この覚書に定めのない事項あるいは覚書の実施に関して必要な事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

紙契約の場合

本覚書締結の証として、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保持する。

電子契約の場合

本覚書締結の証として、本書の電磁的記録を作成し、当事者が合意の上、押印に代わる電磁的处理を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

埼玉県本庄市北堀 ８ １ ８ － １

甲 埼玉県

埼玉県本庄県土整備事務所長 酒井 敦司 印

乙

印

電子契約の場合、「印」を削除してください。

別表

設置場所	鍵番号	賃貸借契約期間
本庄市北堀 8 1 8 - 1		令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 1 3 年 3 月 3 1 日